

發惠二三九號

昭和十七年三月二十六日

文部省東門廳務局



學



理事



中央大學長殿

事務部長

昭和十七年現在學年退又ハ修業年限ノ臨時
短縮ニ伴フ授業料等ノ取扱方ニ關スル件

昭和十七年現在學年退又ハ修業年限ノ臨時短縮ニ關スル件ニ付テハ客
年十二月二十日付發惠二三九號ヲ以テ通牒相成タル處右ニ伴フ授業料
等ノ取扱ニ關シテハ左記ニ依リ履行申立在此等依命補綴ス

記

一、授業料ノ徴收ニ關スル件

53

- (一) 昭和十七年九月ヲ以テ卒業又ハ修了スベキ學生生徒及同年十月學
部ニ入學スベキ學生ニ對スル昭和十七年現在授業料ハ各々現ニ學則
ニ定ムル年總額ノ十二分ノ六割當額トスルコト
 - (二) 前號以外ノ學部學生ニシテ昭和十七年十月以前ヲ進ムベキ學部學
生ニ對スル授業料ハ前號ニ違ジ之ガ取扱ヲナスコト
 - (三) 徴收ノ方法及其ノ期日ニ關シテハ等例者又ハ設立者ニ於テ適宜決
定スルコト
 - (四) 實習料ノ徴收ニ關シテハ授業料ニ關ジ取扱フコト
 - (五) 前四號ハ學則ノ規定ニ拘ラズ臨時措置トシテ之ヲ實施シ得ルモノ
トス
- 右ニ依ル措置ハ漏網ナク文部大臣ニ報告スベキコト
- 三、學費報酬團費ノ徴收ニ關スル件
- 報酬團費ハ授業料ト同様ノ方法ニ依リ徴收スルコト
- 三、前各項ニ拘ラズ増徴ニ付時ニ必要アル場合ハ本省ノ認可ヲ受ケ之ヲ
實施スルコト